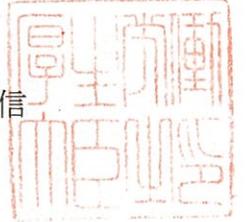


厚生労働省発雇均 0906 第 1 号  
平成 29 年 9 月 6 日

労働政策審議会  
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱

第一 事業主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）第十条の二の規定による子の看護休暇及び法第十六条の五の規定による介護休暇に関する事項として、次の内容を加えること。

法第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項の規定により、労使協定の締結をする場合であっても、事業所の雇用管理に伴う負担との調和を勘案し、当該事業主に引き続き雇用された期間が短い労働者であっても、一定の日数については、子の看護休暇及び介護休暇の取得ができるようにすることが望ましいものであることに配慮すること。

第二 適用期日

この告示は、平成二十九年十月一日から適用すること。